伊賀市美術博物館基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、伊賀市美術博物館基本計画策定業務委託（以下「本業務」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により事業者を選定するために必要な事項を定める。

１．業務概要

⑴　目的

伊賀市美術博物館基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり、プロポーザルにより、豊富な知識と専門的企画力を有する事業者から広く提案を募り、総合的な審査により最も優秀な者を選定することを目的とする。

⑵　名称

伊賀市美術博物館基本計画策定業務委託

⑶　履行場所

伊賀市四十九町地内

⑷　業務内容

別紙「伊賀市美術博物館基本計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

⑸　履行期間

契約締結の日から令和７年３月 21 日まで

２．プロポーザルの実施方式

公募型プロポーザル方式

３．予算限度額

委託料の上限額は 23,969,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

４．参加資格

公告日現在、伊賀市契約規則(令和４年伊賀市規則第 29 号)第 15 条２項に規定する入札参加資格者名簿の「建築関係コンサルタント - 建築一般」に登録されている者で、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。

⑴　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者

⑵　手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者

⑶　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開

始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者

⑷　公告又は指名から契約締結までの期間に、伊賀市又は三重県で指名停止等の措置を受けていない者（ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可）

⑸　法令、規則等に違反していない者

５．参加条件

平成 21 年度以降において、屋内の展示面積が 500 ㎡以上の国、地方公共団体、独立行政法人等の発注による博物館の展示に係る調査、基本構想、基本計画、展示設計業務の受託実績を元請けで複数件有すること。ただし、再委託による業務実績は含まないこととする。

なお、博物館とは、博物館法で規定された「登録博物館」、登録を受けていないものの登録博物館に相当する施設として指定された「博物館相当施設」及び登録又は指定を受けていない「博物館類似施設」をいう。ただし、動物園、植物園及び水族館を除く。（以下「博物館」という。）

６．参加資格確認申請書等

⑴　提出書類

ア　プロポーザル参加資格確認申請書（様式第２号）　　１部

イ　履行実績書（様式第３号）　　１部

※５に記載の参加条件が確認できる書類（写）を添付すること。

⑵　提出書類の受付

ア　受付期間　令和６年５月８日（水）から令和６年５月 14 日（火）まで
午前９時から午後４時 30 分まで（閉庁日及び平日の正午から午後１時までを除く。）

イ　受付場所　伊賀市四十九町 3184 番地　伊賀市企画振興部文化振興課
美術博物館建設準備室

ウ　提出方法　持参または郵便による提出
（令和６年５月 14 日（火）午後４時 30 分必着のこと）

⑶　設計図書等の閲覧

ア　閲覧期間　令和６年５月８日（水）から令和６年５月 14 日（火）まで
伊賀市ホームページに掲載する。

⑷　設計図書等に対する質問

ア　提出期限　令和６年５月 14 日（火）午後４時 30 分まで

イ　提出方法　質問書（様式①）を作成し、電子メールに添付のうえ提出する。
また、メールの件名はプロポーザルに関する質問状であることがわかるよう配慮すること。

ウ　提出先　伊賀市企画振興部文化振興課美術博物館建設準備室
メールアドレス　museum@city.iga.lg.jp

⑸　質問に対する回答
質問に対する回答は一括して質問回答書として取りまとめ、令和６年５月 17 日（金）に伊賀市ホームページに掲載することとし、個別回答は行わない。

７．プロポーザル参加資格の確認

⑴　参加者の決定
提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等の内容について確認し、参加資格の有無について決定する。

⑵　参加資格の有無の通知
参加資格の有無については、プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第５号）により令和６年５月 17 日（金）に通知する。

⑶　資格がないと通知された者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成 19 年伊賀市告示第 256 号）第４条に規定する苦情申立書（様式第１号）により説明を求めることができる。

ア　提出期間　プロポーザル参加資格確認結果通知書にて通知を受けた日の翌日から５日以内

イ　受付時間　午前９時から午後４時 30 分まで
（閉庁日及び平日の正午から午後１時までを除く。）
※書面の提出により行うこととし、電話による問い合わせは受け付けない。

ウ　提出場所　伊賀市四十九町 3184 番地　伊賀市企画振興部文化振興課
美術博物館建設準備室

エ　提出方法　持参とし、郵送は認めない。

⑷　中止又は延期
伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成 25 年伊賀市告示第 176 号）第 17 条に該当する場合は、プロポーザルを中止又は延期する場合がある。

８．提案書の提出

⑴　提出書類
以下に掲げる書類（ア～エ）について提出すること。

書類の作成にあたっては、伊賀市美術博物館基本構想（以下「基本構想」という。）及び仕様書に基づいた提案となるよう留意すること。

ア 企画提案提出書（様式②）

イ 企画提案書（任意様式）

※企画提案書には事業者名を記載しないこと。

※企画提案書はＡ４判用紙にて、全 10 ページ以内とする。

【提案を求める内容】

① 本業務実施方針

基本構想の内容を踏まえ、本業務目的を十分理解したうえで、仕様書の趣旨に沿った本業務への取組などに係る実施方針を記載すること。

② 企画提案（美術博物館に求められる機能）

伊賀市美術博物館の検討経過、背景及び基本構想の内容を踏まえ、「未来を担う子ども達が、様々な歴史文化に触れ、豊かな心を育み、成長する創造の拠点」及び「俳聖松尾芭蕉を生み育てた伊賀市の魅力を発信する拠点」の視点から、芭蕉翁記念館の機能を含む、博物館、美術館の３つの機能を有する「美術博物館」に求められる機能について提案すること。

③ 本業務の実施フロー及びスケジュール

本業務を実施するスケジュールを具体的に記載すること。

④ 実施体制及び業務実績

本業務を実施する担当者の業務経歴、実施体制及び平成 21 年度以降において、屋内の展示面積 500 ㎡以上の国、地方公共団体、独立行政法人等の発注による博物館の展示に係る調査、基本構想、基本計画、展示設計業務を元請で受託した実績について具体的に記載すること。特に基本計画の実績については全て記載すること。

ウ 本業務に係る見積書（Ａ４判１ページ）

見積額（消費税額及び地方消費税額を含む。）とその積算の根拠を示すこと。

エ 会社概要書（Ａ４判１ページ）

⑵ 提出期間　令和６年５月 20 日（月）から令和６年６月７日（金）まで
午前９時から午後４時 30 分まで（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。）

⑶ 提出場所　伊賀市四十九町 3184 番地　伊賀市企画振興部文化振興課
美術博物館建設準備室

⑷ 提出方法　持参または郵便による提出
（令和６年６月７日（金）午後４時 30 分必着のこと。）

⑸ 提出部数　10 部（正本１部、副本９部）

９．辞退届の提出

プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

⑴　提出書類　辞退届（様式 13）

⑵　提出期限　令和６年６月７日(金)　午後４時 30 分まで
午前９時から午後４時 30 分まで（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。）

⑶　提出方法　持参又は郵送（書留郵便）とする。
ただし、郵送の場合は、提出期限内に必着すること。

⑷　提出先　三重県伊賀市四十九町 3184 番地　伊賀市企画振興部文化振興課
美術博物館建設準備室

⑸　提出部　１部

10．提案書類等の審査、評価方法及び評価基準等

提案者が本提案に参加する資格を有していることを確認した上で、伊賀市美術博物館基本計画策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された企画提案書類等、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング審査の合算により、評価、採点を実施し、最優秀者１者、次点者１者を選定する。また、審査委員会は非公開とする。

⑴　プレゼンテーション及びヒアリング審査日程

ア　実施日時　令和６年６月 11 日(火)

イ　実施場所　伊賀市役所本庁舎５階　501 会議室

※時間や場所等は、提案書類の受付期間終了後、 提案者に文書で通知する。

ウ　実施方法　提案書を受付けた順に企画提案書類の説明及び質疑を行う。

※説明を欠席した場合は、審査及び選定から除外する。

エ　実施時間　30 分程度（説明 15 分、質疑 15 分）

オ　参加人数　担当技術者を含めて５名以内

カ　その他

・プレゼンテーションに使用する機器等については、提案者が持参することとする。なお、モニターについては市が用意する。

・準備はプレゼンテーション開始前 10 分以内、片付けは質疑終了後５分以内で行うこととする。

⑵　提案者数

提案者が１者のみの場合であっても内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

⑶　失格となる提案者

提案者が以下に該当する場合は失格となることがある。

ア　本要領に定める手続以外の手法により、審査委員会の委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合

イ　プレゼンテーション時に追加資料等を提出した場合

ウ　その他審査委員会が不適格と認めた場合

⑷　審査、選定の基準

審査委員会において、企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリング審査を基に評価採点を行い、審査委員会の委員による採点の合計が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者として特定する。評価点が同点の者が２者以上となった場合は、審査項目「１．本業務実施方針」「２．美術博物館に求められる機能」の合計評価点が高い者を最優秀提案者と決定する。それでもなお評価点が同点の者が２者以上である場合は、審査項目「２．美術博物館に求められる機能」の評価点が高い者を最優秀提案者として決定する。

ただし、審査の評価点の合計が、審査配点の総合計に対し 100 分の 60 に満たない場合は、最優秀提案者又は次点者として認めないものとする。

⑸　審査項目、評価基準及び配点

ア　評価方法

提案者が提出した企画提案書の評価は、審査委員会の委員が評価基準を基に採点する。

イ　評価基準

評価項目	評価の視点・判断基準	配点
１．本業務実施方針	基本構想に記載されている基本理念・方向性を踏まえた提案となっているか。	10
	仕様書の趣旨に沿った取り組みとなっているか。また、基本計画の方針が明確に示されているか。	20
２．美術博物館に求められる機能	伊賀市美術博物館の検討経過や背景等を踏まえ、芭蕉翁記念館の機能を含む、博物館、美術館の機能を有する「美術博物館」に求められる機能について、「未来を担う子ども達が、様々な歴史文化に触れ、豊かな心を育み、成長する創造の拠点」及び「俳聖松尾芭蕉を生み育てた伊賀市の魅力を発信する拠点」の視点から実現性があり創意工夫のある提案内容となっているか。	40
３．本業務の実施フロー及びスケジュール	遂行可能な実施フロー及び実施スケジュールとなっているか。	15
４．実施体制及び業	本業務実施に向け適切な人員配置などの実施体制が示	10

務実績	されているか。また、業務実績を十分有しており、業務遂行能力があると認められるか。	
５．見積金額	提示された金額によって配点する。	５
合計		100

11. 実施スケジュール（予定）

公告、実施要領等の公表	令和６年５月８日（水）
参加表明書類提出期間	令和６年５月８日（水）から令和６年５月 14 日（火）まで
提出書類に関する質問受付期間	令和６年５月８日（水）から令和６年５月 14 日（火）まで
質問に対する回答掲載期間	令和６年５月 17 日（金）から令和６年６月７日（金）
参加資格の有無の通知	令和６年５月 17 日（金）
企画提案書等提出期間	令和６年５月 20 日（月）から令和６年６月７日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和６年６月 11 日（火）
審査結果通知	令和６年６月中旬
契約締結	令和６年６月下旬

12. 提案書の特定

⑴　提案書特定・非特定の通知 令和６年６月中旬

⑵　プロポーザル提案書評価結果通知書（様式第７号）により通知する。

⑶　特定されなかった者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領第４条に規定する苦情申立書（様式第１号）により説明を求めることができる。

ア　提出期間　プロポーザル提案書評価結果通知書にて通知を受けた日の翌日から５日以内

イ　受付時間　午前９時から午後４時 30 分まで
（閉庁日及び平日の正午から午後１時までを除く。）
※書面の提出により行うこととし、電話による問い合わせは受け付けない。

ウ　提出場所　伊賀市四十九町 3184 番地　伊賀市企画振興部文化振興課
美術博物館建設準備室

エ　提出方法　持参とし、郵送は認めない。

13. 業務委託先の決定

⑴　業務仕様書の作成

提案書特定の通知を受けた者は、速やかに業務仕様について発注者とその内容を協議し、業務仕様書を作成する。

⑵　契約の方法

業務仕様書が作成されたのち、提案書特定者と随意契約による契約を締結する。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。

⑶　契約保証金の納付

伊賀市契約規則第 28 条の規定による。

14. その他

⑴　詳細は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱の規定によるものとする。

⑵　資料作成に要する費用は、参加希望者及び提案書提出者の負担とする。

⑶　一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない。

⑷　企画提案書等の提出者は、本業務に関して専門分野（管理技術者を除く。）についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、プロポーザルに参加できない。

⑸　企画提案書等を提出した者が、審査委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を求めたときは失格とする。

⑹　企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。

ア　提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ　企画提案書等作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ　記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ　提出書類に虚偽の記載があるもの、既に発表されたものと同一あるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。

⑺　企画提案書等に記載した配置予定の管理技術者は、原則として変更できないこととする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、必ず同等以上の管理技術者であることについて伊賀市の承認を得なければならない。

15. 担当部署（書類提出先）

〒518-8501　伊賀市四十九町 3184 番地

伊賀市企画振興部文化振興課美術博物館建設準備室

電話 0595-41-0400　 FAX 0595-22-9694　E-mail museum@city.iga.lg.jp